

全国の消防機関を動員

今世紀になって、日本列島の地殻構造が活発化する時期に入り、震度6クラス以上の地震や噴火が相次ぎ、東海地震、首都圏直下の地震などの切迫性はますます強くなっています。地球温暖化や日本の経済・社会の現状を反映して、大規模な風水害や産業災害も多発するようになり、大規模・特殊な災害への備えを強化する必要があります。

また、世界的に大規模テロが横行し国際的緊張が高まる中、国民保護法が制定されて、テロや武力攻撃事態に対する対応についても準備しておくことが必要となっています。

このような中、去る八月十五日に、総務省消防庁に「国民保護・防災部」という新しい部が創設されました。大規模災害やNBCR(核・生物・化学・放射能)災害などの発生に備えて、自治体の体制整備を推進するとともに、そのような事態が

非常時の国の役割増大に備え

i.'s eye



総務省消防庁 国民保護・防災部長 小林 恭一

《こばやし・きょういち》 1948年生まれ。千葉県出身。東大工卒。73年建設省入省。80年自治省消防庁、東京消防庁などを経て2000年静岡県総務部防災局技監、02年総務省消防庁予防課長、05年8月から現職。

起こったときに、消防庁長官が全国の消防機関を動員して対応にあたる際の中心となる部門です。

の仕事を当部の重要な役割です。日本の消防は、「市町村が責任を持って行う」というのが、戦後すぐ

で、近隣の市町村が助け合っ

国民保護・防災部の創設

防災水準の向上に生かす このため消防庁では、阪神・淡路大震災の直後に、全国の市町村の消防があらかじめその一部を「緊急消防援助隊」として国に登録し、出動や連携の仕組み、指揮支援の仕組みなども定めていきました。

「国民保護・防災部」の創設は、消防庁の危機管理体制強化の総仕上げであると同時に、全国的な防災体制整備の第一歩でもあります。

が、その基本的な考え方は変わりません。しかし、その後、阪神・淡路大震災(九五)で、そのような仕組みだけでは不十分だとされるようになり、被災地の状況がリアルタイムで世界中に発信される現代社会にあつては、国家的緊急事態の場合には、国が中心となり、国内(場合によっては世界中)の応援資源を、即座に最大限有効に使う必要があることが求められるようになっており、情報通信システムと陸・海・空の移動手段の発達を可能とする時代になっていきました。

つけるという制度を整備しました。また、消防組織法も一度にわたって改正されました。九五の改正では、被災地都道府県の知事からの要請がなくても、消防庁長官が他の知事に対し、消防応援部隊の出動等を求めることができるようになり、二〇〇三年の改正では、「緊急消防援助隊」を法的に明確に位置づけることにも、都道府県をまたがる大規模災害やNBCR災害などの際には、消防庁長官が出動を「指示」できるようになり、国家的緊急事態の場合には、国が前面に出て対応する体制が整備されたのです。